

広報あびら 8月号や安平町防犯協会が発行している「地域安全ニュース」でもお知らせしていますが、町内で発生している悪質商法被害の多くは「送り付け商法」によるものです。

必要のない健康食品の勧誘は、「いいません」とはっきりと断りましょう。送られてきても支払わないことです。

こんな電話がかかってきたら要注意

A社のパンフレットは届いていませんか？それは届いた方しか購入できないので、あなたが購入するなら高値で買い取ります。

甘い話をちらつかせる 『買え買え詐欺』

もうけ話をちらつかせて、契約をあおります。

また、弁護士や消費生活センター、国の機関をよそおって信用させる劇場型勧誘も増えており、「被害金額を取り戻します」などと嘘の説明をし、手数料と偽ってお金をだまし取る二次被害の手口も目立っています。

注文を受けた商品を代金引換で送ります。代金を払ってくれないなら裁判をしますよ。

断っても送ってくる

『送り付け商法』

「以前注文を受けた」と一方的に健康食品や海産物を送り付け、断っても「間違いなく注文を受けた。支払わないなら裁判をする」と消費者の恐怖心をあおり、その恐怖心から支払ってしまう事例も多いのです。

悪質商法にだまされないための3か条

- ▶一度電話を切る
- ▶断る意思をはっきり伝える
- ▶ひとりで対応しない

悪質商法などでお困りのときは

平日（月～金 8時30分～17時15分）
役場 まちづくり推進課 ☎② 2514
総務課情報グループ ☎② 2511
安平町地域包括支援センター ☎⑤ 4555
早来相談センター ☎② 2940
国民生活センターお昼の相談室（11時～13時）
☎ 03 - 3446 - 0999
道立消費生活センター（9時～16時30分）
相談専用電話番号 ☎ 050 - 7505 - 0999
土日・祝日（年末年始は休みの場合あり）
安平町くらしの相談員（8時30分～17時15分）
☎ 080 - 6085 - 2262
消費者ホットライン（10時～16時）
☎ 0570 - 064 - 370
警察署及び駐在所
苫小牧警察署 ☎ 0144 - 35 - 0110
追分駐在所 ☎⑤ 2003・安平駐在所 ☎③ 2339
早来駐在所 ☎② 2030・遠浅駐在所 ☎② 2211

悪質商法による被害者を増やさないためにも、皆さんのご協力をお願いします！

被害に遭われている方の多くは、高齢者夫婦の世帯や独居の高齢者です。子ども達が遠方に住んでいる、外出が減り自宅にこもりがち、話し相手がいけないなどの状況となっている高齢者の方には、地域の皆さんで見守ることが必要となってきています。

被害を少なくするカギは、周りのサポート

町では、保健師やケアマネジャー（介護支援専門員）が高齢者宅を訪問した際に、様々な手口が横行している悪質商法に注意するよう呼び掛けていきます。

最近様子がおかしい、高齢者宅に宅配業者がよく来ているようだ、などの異変を感じたら、声を掛けてみてください。

“お変わりありません？”と。皆さんのご協力をお願いします。